

## 民事再生計画案の概要について

平成25年9月3日、広島地方裁判所に対し、以下の内容の再生計画案を提出しました。

### 1 再生計画の基本方針

再生債務者（（一財）広島県農林振興センター）は、再生債権者である広島県（以下「県」という。）及び㈱日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に対して、次のとおり弁済を行う。

- (1) 再生債務者が保有する分収造林事業は、公益的機能の観点から、同事業の廃止は避けなければならない、そのうえで、公益性をより発揮させつつ収益性を可能な限り向上させ、同事業の再生を図るためには、県に対して事業譲渡し、再生を図ることが必要かつ合理的であることから、これをもって県に対する借入金債務の代物弁済に充てる。
- (2) 公庫に対しては、現金による弁済を行う。

### 2 再生債権に関する権利の変更及び弁済方法

#### (1) 確定再生債権総額

46,865百万円

(内訳)

ア 元本

36,139百万円

イ 申立日（6月3日）までの利息

10,658百万円

ウ 申立日の翌日から開始決定日（6月17日）の前日までの利息・遅延損害金  
68百万円

#### (2) 弁済額

各債権者の確定債権のうち、元本及び申立日までの利息の合計に対して、その1.89%に相当する額

#### (3) 債務の免除

確定債権から弁済額を控除した残額、及び未確定の開始決定日以降の利息・遅延損害金について、弁済日に全額免除

#### (4) 弁済の時期及び方法

ア 県

再生計画の認可決定が確定後、平成26年3月31日に、分収造林事業の承継資産等の譲渡による代物弁済によって弁済する。

イ 公庫

再生計画の認可決定が確定した日から3ヵ月以内に、現金により弁済する。

### 3 再生債権弁済計画表

別紙のとおり

## 別紙

## 再生債権弁済計画表

(単位：百万円)

債権者名	確定再生債権額				弁済対象額 ⑤=①+②
	元本 ①	申立日までの 利息 ②	申立日の翌日から 開始決定日の前日 までの利息・遅延損 害金 ③	合計 ④=①+②+③	
県	23,289	10,576	2	33,866	33,865
公庫	12,850	82	66	12,998	12,932
合計	36,139	10,658	68	46,865	46,796

(単位：百万円)

債権者名	弁済対象額 ⑤	弁済内容			弁済割合 ⑥÷⑤	免除額 ④-⑥
		現金	代物弁済額	計⑥		
県	33,865		640	640	1.89%	33,227
公庫	12,932	244		244	1.89%	12,754
合計	46,796	244	640	884	1.89%	45,981

(注) 1 上記金額は百万円単位で、単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。